

建第 436 号
平成 17 年 9 月 1 日

土木事務所長 様
地域振興局地域整備部長 様
地区振興事務所長 様

土木部都市局建築住宅課長

農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて

このことについては、平成 17 年 1 月 25 日付け建第 736 号及び 2 月 21 日付け事務連絡によって取り扱っているところですが、内閣府規制改革・民間開放室に要望していた農家民宿の扱いについて、下記のとおり回答がありましたので今後の取扱いに留意願います。

なお、これにともない平成 17 年 2 月 21 日付け事務連絡「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて」は廃止します。

また、県民生活・環境部防災局消防課長より消防長宛に「一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の取扱いについて」が同時に通知されていますので参考に添付します。

記

3 階以上の階を農家民宿の用途に使用する場合であっても、平成 17 年 1 月 17 日付け国住指第 2496 号「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」により、客室の床面積の合計が 33 m²未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱って差し支えない。